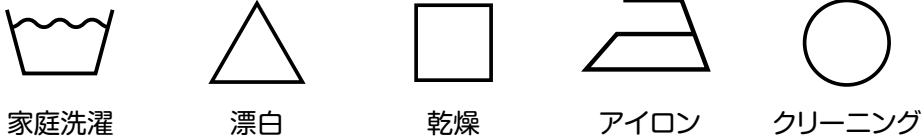


衣類の取扱い表示が変わります

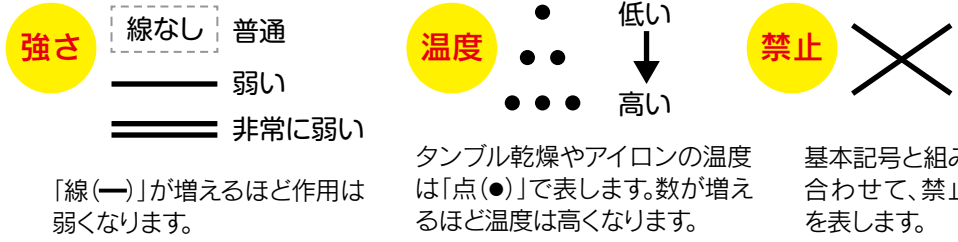
12月1日から衣類の取扱い表示が変わります。表示をよく見て大切な衣類を正しく取り扱しましょう。

記号のデザインが新しく!

●基本記号



●付加記号



例えば



主なポイント

記号の種類が増えます

これまでの「JIS(日本工業規格)取扱い絵表示」にはなかった記号が追加されて、より細かい表示が変わります。

表示は取扱い方の上限を表しています

表示外の取扱いをすると衣類にダメージを与える可能性があるため、適正範囲を正しく理解し自分で判断する必要があります。

参考情報が簡単な用語で付加される場合があります

記号だけでは伝えられない参考情報は、簡単な言葉で記号の近くに記載される場合があります。



「取扱い表示」には表示をつけた衣類品メーカーなどの連絡先(電話番号や住所)が記載されています。まずはそちらに問い合わせましょう。
詳しくは、消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp/>)へ。



(消費者センター ☎096-353-5757)



「障害者差別解消法」を知っていますか?

12月3日～9日は
障害者週間

平成28年度熊本市
障害者週間のポスターコンクール

今年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人への「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることによって、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指しています。

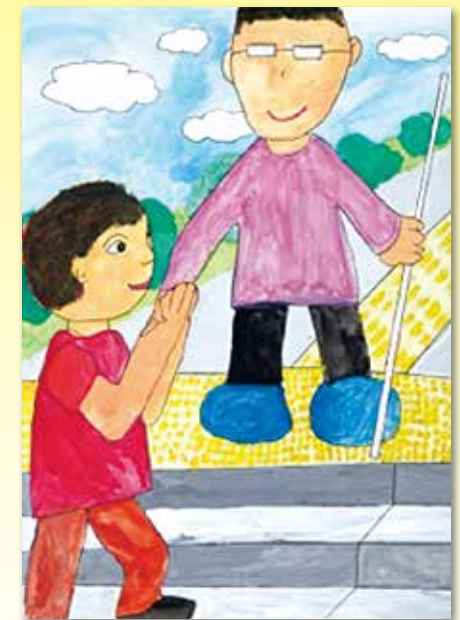
不当な差別的取り扱い

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別すること



合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応すること



小学生部門 最優秀賞
熊本大学教育学部附属小学校4年
佐藤 世隆さん
「ほくにつかまって」

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務

※この法律でいう「障害者」は、障害者手帳を持っている人のことではありません。
※民間事業者には、個人事業者、NPO、ボランティア活動をするグループなども含まれます。

障がい者サポーターを募集!

障がい者サポーターとは…
障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方が困っているときに必要なサポートを実践する方です。
研修会の受講で、どなたでもサポーターになれます。出前講座も行っていますので、障がい保健福祉課へ問い合わせください。

つる つながる ひろがる

おとなりマルシェ

障がいのある方が作った物品の展示販売やパネル展示を行います。思わず手に取りたくなる商品をたくさん用意しています。

◆場所 びぶれす広場(中央区上通町2番)
◆日時 12月8日(木) 午前10時～午後5時